

2008 年度事業計画

. 2008 年度の重点活動

今年度、社団法人コミュニティネットワーク協会（当協会）は設立以来 10 年になります。CN 協会は、神戸で神代現会長のもとで在宅医療に取り組んできた医療チームが中心になって、阪神淡路大震災の復興を機に設立されました。この間、コミュニティのなかで、人と人とのつながりがあるからこそ、人は真に自分らしく生きられる。コミュニティなくしては、在宅医療も、在宅福祉もありえない。早急に取り組むべきことは、コミュニティという“受け皿”であるという考えのもと、さまざまな事業を展開してきました。

昨年、当協会は、神戸・伊川谷において、コミュニティを創生する 4 つの視点「まちをプロデュースする視点」「地域包括ケア構築の視点」「コミュニティビジネスの視点」「人材育成の視点」をもって、地域に根ざした多世代コミュニティづくりのモデルを進めてきました。高齢者の生活だけでなく、子育てから介護まで、そこに住まう人々の問題を生活全体として考え、世代を超えて共に支えあうしくみを地域と一緒にあって創りあげる CN 協会の取組みは、着実に成果をあげています。

また、栃木・那須においても、ふるさと暮らしを希望する人たちに対して、自然とともに暮らす新しい住まい方、暮らし方を提案するプロジェクトを発足させました。NPO や企業、生協など多様な団体による実行委員会を形成し、ネットワークをつくりながら、事業のコンセプトなどをつくりあげる実験的などりくみを進めてきました。

今年は 2 点を重点事項として取り組みます。1 点目は、神戸・伊川谷、那須のプロジェクトを創りあげてきたさまざまな事業を発展的に継続しながら、その上に、新しい活動を重層的にかさね、多世代コミュニティのモデルづくりを推進していきます。

2 点目として、公益社団法人認定にむけた取組みを積極的に推進します。今年 12 月は公益法人認定法にもとづき、申請が開始されます。この法律では、裁量の余地の少ない客観的で明確な判断要件に従って、事業の「公益性」を統一的に判断され、公益認定を受けた法人だけが“原則非課税”の公益社団となります。

当協会は、公益社団となり、一人ひとりの個性あるライフスタイルを尊重し、相互に支えあい、豊かなコミュニティ社会の形成にむけた取組みを進めます。

1 . 公益社団法人へむけた申請・認定への取組み

公益社団法人の申請・認定にむけた取組みを積極的に推進するために、会員拡大を進めると共に、関係資料（定款・規則の改訂、公益会計基準など）整備など必要な事項の準備を徹底的にします。

活動的な CN 協会としていくために、会員制度の一部見直しを行ないます。神戸・伊川谷や那須におけるコミュニティの拠点づくり活動などを核として、会員拡大を図ります。

2 . コミュニティの拠点づくりへの支援の展開

1) 神戸・伊川谷

神戸・伊川谷で進められているプロジェクトは、多くの人々が真に自分らしく生きられる安心と信頼のある暮らし、人と人とのつながりがある生活、医療・福祉・教育などの多機能をもつ居場所、それらが持続していくしくみを持つ地域「100年コミュニティ」としてつくり上げていきます。

「完成期」(人生の最後の時期を終末期ととらえず、その人の人生の完成期ととらえる)の考え方に基づいた医療・介護のネットワークシステムを構築し、最期まで自分らしく暮らすことのしくみを進めていきます。

2) 栃木・那須

栃木県那須町で進められているプロジェクトは、自然に囲まれながら共生の住まい方をつくりあげるとともに、安心システムとしての地域包括ケア、仕事、健康など多面的な事業を創設していく事業です。地域の市民や事業者との連携はもとより、酪農などを実践している異業種の事業者とともに多面的な連携を図りながら、地方再生のモデルづくりを目指します。

3 . 完成期医療福祉の具現化

昨年関西支部を中心に、死や終末や消滅ではない「人生の完成期」として捉え、地域コミュニティで豊かな老いと死を支えるための住まいづくりを「ゆいま～る神戸・伊川谷」で行ないながら、地域での実践の場として「完成期医療福祉をすすめる会」をスタートしました。今年度、伊川谷実行委員会として、定期的に会合をもち、「完成期」を支える死生観、終の棲家、医療・福祉・介護、コミュニティ、ライフスタイルなど多岐にわたるテーマで議論・勉強をしていきます。

また、全国展開を目指して、フォーラムを10月11日(土)に開催し、柳田邦男さんが基調講演をする予定です。

4 . 居住福祉資源への取組み

地域社会の中の一見、福祉とは無関係とみられる文化や施設などにも、高齢者の健康と生きがい、暮らしと福祉を支えているものが多数あります。暮らす環境そのものを「居住福祉資源」と位置づける考え方を基本にするコミュニティづくりへ取り組みます。

「住居は人権であり、福祉の基礎である」という居住福祉を広げる活動を進めます。

5 . 人材育成・地域プロデューサー塾の発足

コミュニティづくりに必要な事業をプロデュースする地域プロデューサーの育成が急務です。当協会が提案する地域プロデューサーとは、自治体・企業、市民、NPOなどと連携しながら、地域創生事業、資金調達、人材の育成などをするさまざまな役割をもつ地域のスペシャリストです。

地域プロデューサー連絡会議を踏まえて、これまでの実績、事業をマニュアル化して、ネットワークの活用などにより、スペシャリストを養成する「地域プロデューサー塾」の発足を目指します。

定款事業報告

1. 社会の変革に対応し、人間性豊かな、住民自治に基づくコミュニティづくりを具体的に探求するための調査・研究及び提言等を行う（定款第4条（1）事業）

1) 委員会活動

(1) コミュニティファンド委員会

昨年度の国交省からの助成事業「地域活性化事業推進における資金調達マニュアル作成に関する調査研究会」の成果・報告を踏まえ、コミュニティファンドをまちづくりを志す市民が使えるものとする新たな組織づくりを支援します。

(2) 事業者評価委員会

住まい手の視点による高齢者住宅等の事業評価を発展させるべく、当協会の「高齢者住宅等の認定制度」づくりに着手します。公益法人がお墨付きとして認定できるホームの在り方などを、広範な視点で研究し、制度へと確立させます。

(3) 地域包括ケア委員会

コミュニティの拠点づくりを進めている「ゆいま～る・神戸伊川谷」における、地域包括ケアの構築事例を調査しながら、生活を管理・強制されず、数ある選択肢の中から自ら選択し、納得感を得られる場＝地域包括ケアを構築する拠点を模索します。

2. コミュニティづくりを推進するための事業を開発し、事業の運営組織のネットワークを構築し、コミュニティ事業を普及する（定款第4条（2）事業）

1) 地域コミュニティづくりを支援します

(1) 実践モデルとして、伊川谷と那須PJを成功させます。

2) ネットワークの組織化をすすめます。

(1) 完成期医療福祉をすすめる会を発足させ、専門家・有識者・市民などによる広範なネットワークづくりを進めます。（関西支部）

(2) 居住福祉資源を考える会（仮名称）を立ち上げます

代表：早川和男（神戸大学名誉教授）

理念：私たちが住む地域で、安全で安心して幸せに暮らせるためには、居住福祉への取り組みが必要である。そのためには我々が、町や村や国土のすべてを居住福祉の視点から見る目を養うことが求められます。

- (3) 目的：会を立ち上げることにより、地域にある施設、慣習、文化、自然等を居住福祉の視点から見直し、これらを福祉資源として保全・再生・創造していく。
- (4) 移住・交流推進機構（JOIN）や認定 NPO ふるさと回帰支援センターと連携して、移住希望者の組織化を推進します。
- (5) 別荘事業、農業、山地酪農、温泉事業、統合医療事業などに関わる事業者との連携を深めます。
- (6) 生活産業に関連する事業者のネットワークづくりを進めます。

3) 共同墓地事業を検討します

完成期を完成させる「共同墓地」開設に向けて取組みます。

3. 高齢者等がグループで共住する場、コミュニティの交流の場、コミュニティ事業の拠点等、新しい生活スタイルを実現するコミュニティの場づくりを支援する（定款第4条（3）事業）

1) 少子・高齢社会に対応する住まい方・暮らし方を支援します

高齢者の住まい、子どもが育つ空間づくり、子育てへの支援は地域コミュニティづくりの喫緊の課題です。地域特性、地域における社会資源、地域の人材を活用しながら、子どもも高齢者も共に豊かに暮らせる地域であり続けるために必要な機能を構築し、地域で取り込まれている活動を支援していきます。

2) 地域再生を支援します

都市型、農村型、中小都市型、団地再生型などそれぞれの地域にあったコミュニティの拠点づくりを自治体、NPO、企業との連携により支援します。

4. コミュニティ事業の指導者、組織者、協力者等の人材を研修、育成するとともに、そのネットワークを構築して協力関係づくりを推進する（定款第4条（4）事業）

1) 地域プロデューサー塾の取組みを進めます

コミュニティづくりには、人・もの・金・空間をトータルでプロデュースできる人材が欠かせません。当協会の理念、事業がさらに広がるために、そのノウハウを活用できる地域プロデューサー塾の発足への取組みを開始します。

2) 他団体との連携を深めます

元気ができる地域づくりを支援するためには、地域住民と自治体、企業、NPOなどが連携・ネットワークを構築することが欠かせません。他団体との連携を積極的に進め、本事業の

活用を進めます。

5 .コミュニティ事業及びコミュニティづくりを促進するための企画の実施及び啓発・広報・出版を行う（定款第4条（5）事業）

1）暮らしと住まいの情報センターの常設

情報の受発信や、相談を受けて問題解決する場として、高齢者住宅、ふるさと暮らし、地域再生を柱とした「暮らしと住まいの情報センター」を開設しています。ウェブや通信物等で情報発信するほか、常設の展示場での情報提供、専門の相談員による住みかえを主とした相談業務を行っています。また、住まい方、暮らし方を中心としたセミナーや懇親会を開催し、情報提供や意見交換を行うほか、利用者同士の交流の場としても活用されています。

当協会が主催するセミナーなどに加えて、JOIN との共催による共同セミナーの開催、ステーション型事務所に入所組織のセミナー、連携団体のセミナー開催なども積極的に展開していきます。

2）広報・編集委員会

(1) 会報誌「ゆいま～る」を定期発行（4回／年）します

「元気のでる地域づくりをサポートする」ため、当協会の理念、活動の啓蒙・啓発する媒体として、全国のコミュニティ活動の情報を紹介する媒体として、生活者の立場にたちながら発信をしていきます。

(2) 情報センター通信を発行します

高齢者住宅情報センター通信を定期発行します（東京、名古屋、大阪）

事業プロジェクトの理念や活動を広げるために「伊川谷通信」「那須通信」を定期的に発行します。

「ふるさと暮らし情報センター通信（メルマガ）を定期発行します。

(3) 活動や事業をまとめたブックレットや書籍を出版します

発足10年目を機に、CN協会設立経緯やこれまでの事業を書籍として出版します。

CN協会の理念・コンセプトや講演会などのブックレットを作成します。

(4) ホームページを充実させます

CN協会、高齢者住宅情報センター、ふるさと暮らし情報センターHPを定期的に更新します。

コミュニティサイト「みなこい新聞」の充実を図ります。

リンク先を充実させます。

・協会運営

1．理事会

- 1) 理事の専門性を活かした活動を組み立てます
- 2) 情報共有を積極的に進めます

2．常務理事会

- 1) 事業計画の進行管理・統括をします。

3．会員加入促進活動

- 1) 会員の入会促進をします。
- 2) 情報提供の拡充
 - ・常務理事会の決定事項など定期的に報告します
 - ・異業種交流会や各種セミナーなどの情報提供します。
- 3) 会員交流会を開催します。
 - ・異業種交流会から発展的に、会員中心の交流会をします。